

平成 23 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	特定災害防止準備金（採石災害防止準備金）の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>適用期限を 2 年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>当該制度について適用期限を 2 年延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第 55 条の 6、68 条の 45 において措置された場合、国税との自動連動を図る。</p>		
関係条文	〔 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号 〕		
減収見込額	（初年度） () （平年度） (641) （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 岩石採取場における採掘終了後の跡地処理を確実に実施し、災害の防止を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩石資源の安定供給がなされるためには、岩石採取場の地域住民の理解、地域の安心・安全の確保が重要であり、岩石の採掘終了後も十分な跡地処理工事を行い、災害防止を確実に実施することが必要。 ・ 採掘終了時から跡地処理工事を始めるにあたり、事業者がその費用を事業終了後に短期的に確保することは、収入の減少等により困難であることから、予め、計画的に準備金が積立てられない場合には、必要な工事を開始することができず、災害発生の可能性が高まる。 ・ そのため、採掘跡地処理を将来確実に実施させるためには、採掘期間中に長期的な展望で必要を積立てることが必要であるが、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積立てた額について、取り崩し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。 		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境政策 29 鉱物資源の安定供給確保 6. 原子力安全・産業保安政策 34 産業保安
	政策の達成目標	岩石採取の跡地処理に必要となる工事資金の円滑な積立てを図るとともに、採掘終了後の跡地処理工事を確実に行わせ、災害の防止を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成23年4月1日から2年間
	同上の期間中の達成目標	期間中、計画的に準備金の積立てを行い、採掘終了した岩石採取場については、全ての跡地処理を円滑かつ確実に実施させる。
政策目標の達成状況	本制度を利用して跡地処理工事を行った岩石採取跡地において、これまで災害の報告は無い。本制度創設以来、これまで459ヶ所の採取場が当該制度により準備金を積立てており、203ヶ所の採取場において採取跡地の災害防止工事を実施している。 直近5ヵ年における当該年度「採取跡地の災害防止工事箇所数」は以下のとおり。 平成17年度：7ヶ所 平成18年度：2ヶ所 平成19年度：2ヶ所 平成20年度：8ヶ所 平成21年度：12ヶ所	
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用事業者数の見込み) 平成22年度：80[法人] 平成23年度：80[法人] 21年度実績と同数と見込む。 経済産業省調べ (適用事業者範囲の見込み) 平成22年度：2,358[法人] 平成23年度：2,358[法人] 岩石採取計画の認可事業者数(21年度実績)と同数と見込む。 経済産業省調べ
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該措置がない場合、岩石採取場の跡地処理工事費用確保のインセンティブ効果がなくなるとともに、工事費用が確保できなくなることから、十分な災害防止工事がなされない可能性が高くなり、政策目標の達成が一層困難となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

	要望の措置の 妥当性	<p>採掘跡地の処理費用は、本来、事業者の責任で採掘コストに含める形で確保すべきものであることから、稼業中に当該費用の確保に努めることが重要であり、積立金を損金扱いに出来る本制度のような税制上の支援措置が極めて効果的。</p> <p>積立金の使途は、採掘跡地処理工事費に限定されており、跡地の災害防止等の重要性に鑑み、当該制度は社会的要請の高いものである。</p> <p>本制度は最終的に積立金を取り崩す際に課税されるために減税とは性格が異なっており、更に岩石資源は国民生活に欠かすことのできない基礎物資（コンクリート用骨材、道路用路盤材、建築・装飾用材料、墓石、窯業用原料等）であり、かつ、国内で自給できる数少ない資源であるため、特に 9 割以上が中小企業といった業種である採石業者の安定経営を考えた場合、国民の理解を得られる必要最小限の制度である。</p>
--	---------------	--

税負担軽減措置等の適用実績	採石災害防止準備金の利用状況等 (金額単位：百万円)				
	年度	事業者数	認定件数	積立事業者数	積立額
	17	2,983	303	109	508
	18	2,910	289	107	646
	19	2,839	277	111	339
	20	2,704	263	96	377
21	2,585	258	80	290	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	これまで本制度を利用して災害防止工事を行った岩石採取跡地において災害の報告は無い。				
前回要望時の達成目標	本制度を利用し採掘終了後の跡地処理に要する費用を、採石事業者に適切に積立てをさせる。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	公共工事等の減少による採取場そのものの減少に加え、企業業績の悪化等により積立件数は減少傾向にあるものの、跡地処理に要する費用については適切に積立てられている。				
これまでの要望経緯	昭和62年度 制度創設 (2年間) 平成元年度 延長 (2年間) 平成3年度 延長 (2年間) 平成5年度 延長 (2年間) 平成7年度 延長 (2年間) 平成9年度 延長 (2年間) 平成11年度 延長 (2年間) 平成13年度 延長 (2年間) 平成15年度 延長 (2年間) 平成17年度 延長 (2年間) 平成19年度 延長 (2年間) 平成21年度 延長 (2年間)				